

平成 25 年 2 月会議

津幡町議会会議録

平成25年 2 月19日開会

平成25年 2 月19日散会

津 幡 町 議 会

平成25年津幡町議会 2 月会議会議録

目 次

第 1 号（2 月19日）

1. 出席議員、欠席議員	1
1. 説明のため出席した者	1
1. 職務のため出席した事務局職員	1
1. 議事日程（第 1 号）	2
1. 本日の会議に付した事件	2
1. 開会・開議（午前10時00分）	3
1. 会議期間の報告	3
1. 議事日程の報告	3
1. 会議時間の延長	3
1. 会議録署名議員の指名	3
1. 諸般の報告	3
1. 議案上程（議案第 1 号～議案第 4 号）	4
1. 議案に対する質疑	6
1. 委員会付託	6
1. 休 憩（午前10時18分）	6
1. 再 開（午後 4 時05分）	6
1. 委員長報告	6
1. 委員長報告に対する質疑	8
1. 討 論	8
1. 採 決	8
1. 議会議案上程（議会議案第 1 号～議会議案第 2 号）	8
1. 質疑・討論の省略	9
1. 採 決	9
1. 閉議・散会（午後 4 時18分）	9
1. 署名議員	10

平成 25 年 2 月 19 日 (火)

○出席議員 (18 名)

議 長	南 田 孝 是	副議長	向 正 則
1 番	八十嶋 孝 司	2 番	西 村 稔
3 番	黒 田 英 世	4 番	荒 井 克
5 番	中 村 一 子	6 番	森 山 時 夫
7 番	角 井 外喜雄	8 番	酒 井 義 光
9 番	塩 谷 道 子	10 番	多 賀 吉 一
12 番	道 下 政 博	14 番	谷 口 正 一
15 番	山 崎 太 市	16 番	洲 崎 正 昭
17 番	河 上 孝 夫	18 番	谷 下 紀 義

○欠席議員 (0 名)

○説明のため出席した者

町 長	矢 田 富 郎	副 町 長	坂 本 守
総 務 部 長	長 和 義	総 務 課 長	河 上 孝 光
企画財政課長	大 田 新太郎	監 理 課 長	太 田 和 夫
税 務 課 長	吉 本 良 二	町民福祉部長	板 坂 要
町民児童課長	羽 塚 誠 一	保険年金課長	岡 田 一 博
健康福祉課長	小 倉 一 郎	産業建設部長	竹 本 信 幸
都市建設課長	岩 本 正 男	農林振興課長	梶 田 和 男
交流経済課長	伊 藤 和 人	環境水道部長	宮 川 真 一
上下水道課長	八 田 信 二	生活環境課長	石 庫 要
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	岡 本 昌 広	監査委員事務局長	橋 屋 俊 一
消 防 長	西 田 伸 幸	消 防 次 長	浅 木 喜久男
教 育 長	早 川 尚 之	教 育 部 長 兼教育総務課長	瀧 川 嘉 孝
学校教育課長	吉 田 二 郎	生涯教育課長	田 縁 義 信
河北中央病院事務長 兼 事 務 課 長	酒 井 菊 次		

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	竹 田 学	議 事 係 長	瀬 戸 久 枝
総務課長補佐	田 中 健 一	行 政 係 長	田 中 圭
管財用地係長	田 辺 利 行		

○議事日程（第 1 号）

平成25年 2 月19日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

日程第 3 議案上程（議案第 1 号～議案第 4 号）

（質疑・委員会付託）

議案第 1 号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号）

議案第 2 号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 3 号 平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 請負契約の締結について（町道湖東 2 号線（湖北大橋）橋梁補修工事）

（休憩）

議案第 1 号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号）から

議案第 4 号 請負契約の締結について（町道湖東 2 号線（湖北大橋）橋梁補修工事）
まで

（委員長報告・質疑・討論・採決）

日程第 4 議会議案第 1 号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例についておよび

議会議案第 2 号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について

（質疑・討論・採決）

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分

<開会・開議>

○南田孝是議長 ただいまから、平成25年津幡町議会を開会いたします。

本日の出席議員数は、定数18人中、18人であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

<会議期間の報告>

○南田孝是議長 本2月会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日1日間といたします。

<議事日程の報告>

○南田孝是議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

<会議時間の延長>

○南田孝是議長 なお、あらかじめ本日の会議時間の延長をしておきます。

<会議録署名議員の指名>

○南田孝是議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本2月会議の会議録署名議員は、津幡町議会会議規則第120条の規定により、議長において15番 山崎太市議員、16番 洲崎正昭議員を指名いたします。

<諸般の報告>

○南田孝是議長 日程第2 諸般の報告をいたします。

本2月会議に説明のため、地方自治法第121条第1項の規定により、町長に出席を要求いたしました。

説明員については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、町長から地方自治法第180条第2項の規定による

報告第1号 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（津幡町デジタル防災行政無線設備整備工事（その1）））、

報告第2号 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（津幡町デジタル防災行政無線設備整備工事（その2）））および

報告第3号 専決処分の報告について（「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（津幡町デジタル防災行政無線設備整備工事（その3）））の報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による平成24年11月分および12月分に関する例月出納検査、地方自治法第199条第9項の規定による平成24年度定期監査としての財産の管理状況等監査および財務事務監査の結果報告がありました。

写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、さきの平成24年第2回津幡町議会定例会12月会議で可決された「地球温暖化対策に関する「地方財源を確保・充実する仕組み」の構築を求める意見書」、「石川県におけるドクターヘ

リの早期配備を求める意見書」、「防災・減災体制再構築推進基本法（防災・減災ニューディール基本法）の制定を求める意見書」、「患者数が特に少ない希少疾病用医薬品（ウルトラ・オーファンドラッグ）の開発促進・支援のための法整備等を求める意見書」、「次代を担う若者世代支援策を求める意見書」につきましては、関係機関へ送付いたしましたので、ご了承願います。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

＜議案上程＞

○南田孝是議長 日程第3 議案上程の件を議題とし、議案第1号から議案第4号までを一括上程いたします。

これより町長に提案理由の説明を求めます。

矢田町長。

〔矢田富郎町長 登壇〕

○矢田富郎町長 本日ここに、通年議会の本格実施後、初めてとなります平成25年津幡町議会2月会議が開かれるに当たり、町政の概況報告と提出議案の概要につきましてご説明を申し上げます。

平成25年の年明けは、3年ぶりの積雪となりました。しかし、これまでのところ、山間部を中心に積雪があったものの、降雪による大きな被害もなく、比較的穏やかな日々が続いております。

ことしのえとは「み」でございます。み年は、蛇年とも言いますが、蛇は脱皮をすることから復活と再生を連想させます。縁起のいいみ年にあやかり、東日本大震災の被災地が一刻も早く復興し、また長く低迷が続く日本経済が再生することを強く願うものであります。

さて、昨年12月の衆議院議員総選挙におきまして政権が交代し、3年3か月ぶりに国政の転換がありました。12月26日に発足した第2次安倍内閣では、早々に強い信念と強力なリーダーシップを発揮し、デフレ脱却と成長力の底上げによって経済の再生、雇用の創出を図るべく、2パーセントのインフレターゲットの設定や金融緩和の拡大とともに公共投資による需要の追加を柱に掲げております。これら金融緩和を中心とする安倍総理の経済政策に「アベノミクス」という造語も登場するなど、さまざまな方面で期待する声も聞かれております。政府は、長引く円高、デフレ不況を脱却し、日本経済再生の道筋を確かなものとするため、総額で13兆円余りの平成24年度補正予算を編成し、今日14日に衆議院を通過したところであります。この補正予算が、疲弊している地方経済に対し明るい日差しと温かさ、さらには大きな活力を与えてくれるものと期待するとともに、津幡町もこの補正予算を効果的に活用したいと考えているところでございます。

本日、ご提案申し上げました補正予算案につきましては、そのほとんどが政府における「日本経済再生に向けた緊急経済対策」に呼応して実施する津幡町の緊急経済対策事業であります。後年度に予定していた各種事業を前倒しして実施することで、町民の暮らしの安全、安心や地域経済の活性化を図るものでございます。この緊急経済対策に係る補正予算案につきましては、実質的には平成25年度実施事業となるものであり、平成25年度当初予算案内示会でお示しする事業とあわせ、いわゆる「15か月予算」の一部をなすものであります。したがって、平成25年度における実質的な公共事業量は、例年に比べ規模が大きくなるものでございます。

それでは最初に、議案第1号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第8号）について、その概要をご説明申し上げます。

本補正は、歳入歳出それぞれ3億9,447万3,000円を追加するものであります。

歳入の主なものを説明いたします。

12款分担金及び負担金585万円の補正は、緊急経済対策として事業費を追加計上いたしました県営土地改良事業や農村総合整備事業等に係る地元分担金でございます。

14款国庫支出金1億6,968万5,000円の補正は、国の緊急経済対策として追加で交付される社会資本整備総合交付金であり、活力創出基盤事業として交付される津幡駅前整備事業や通学路などの道路改良事業、市街地事業として交付される津幡川河川堤防整備事業やあがた公園整備事業に対するものであります。

15款県支出金2,800万円の補正は、国の緊急経済対策として石川県を通して追加交付される農業費補助金で、中山間地域総合整備事業や農村総合整備事業に対する県補助金であります。

18款繰入金4,183万8,000円の補正は、財源調整による財政調整基金からの繰入金であります。

21款町債1億4,910万円の補正は、緊急経済対策として事業費を追加いたしました中山間地域整備事業等に係る農業債や津幡駅前整備事業に係る交通政策債、各種道路整備に係る道路橋梁債や津幡川河川堤防整備事業に係る河川債、さらにあがた公園整備事業に係る都市計画債であり、いずれも通常より有利な地方交付税措置を受けることができる補正予算債でございます。

続きまして、歳出の主なものを説明いたします。

3款民生費150万円の補正は、去る1月25日の暴風により破損した町立太白台保育園の外壁の修繕に係る保育園運営費の増額でございます。

6款農林水産業費7,066万8,000円の補正は、緊急経済対策として事業費を追加計上いたしました俱利伽羅地区の中山間地域総合整備事業費や渦端地内の農業用排水路整備に係る農村総合整備事業費、河北潟干拓地や竹橋地区などにおける県営土地改良事業負担金でございます。

7款商工費1億1,555万円の補正は、緊急経済対策として事業費を追加計上いたしました社会資本整備総合交付金・活力創出基盤による津幡駅前整備事業費でございます。

8款土木費2億675万5,000円の補正は、緊急経済対策として事業費を追加計上いたしました社会資本整備総合交付金・活力創出基盤による町道清水7号線ほかの通学路整備や湖南大橋の長寿命化など、防災、安全対策を中心とした各種道路改良工事費のほか、社会資本整備総合交付金・市街地による住吉公園に隣接する津幡川の河川堤防整備事業費やあがた公園整備事業費、さらに降雪、積雪に伴う道路除雪費の増額でございます。

第2表地方債補正は、県営土地改良事業ほか6件の緊急経済対策事業に係る地方債について、起債の限度額をそれぞれ表のとおり改め、農村総合整備事業ほか2件の緊急経済対策事業に係る地方債について、表のとおり追加するものであります。

議案第2号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ9,234万円を増額補正するもので、一般会計同様、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に対応して実施する津幡町の緊急経済対策事業で、東荒屋地内等における公共下水道管渠築造工事であります。

第2表地方債補正は、緊急経済対策事業として実施する公共下水道事業について、起債の限度額を表のとおり改めるものであります。

議案第3号 平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について。

本補正は、歳入歳出それぞれ4,195万円を増額補正するもので、日本経済再生に向けた緊急経

済対策に対応して実施する津幡町の緊急経済対策事業で、笠野第1処理区の機能強化事業であります。

第2表地方債補正は、緊急経済対策事業として実施する笠野第1処理区の機能強化事業に係る地方債について、表のとおり追加するものであります。

議案第4号 請負契約の締結について。

本案は、町道湖東2号線（湖北大橋）橋梁補修工事につきまして、6,331万5,000円で大幸建設株式会社が制限付き一般競争入札により落札いたしました。

現在、仮契約を締結中ですが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に該当しますので、本議会の承認をお願いするものでございます。

以上、本議会にご提案を申し上げました全議案の概要をご説明申し上げたところでございますが、詳細につきましては各常任委員会におきまして関係部課長より詳細に説明いたしますので、原案どおり決定、承認を賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

<議案に対する質疑>

○南田孝是議長 これより議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

<委員会付託>

○南田孝是議長 ただいま議題となっております議案第1号から議案第4号までは、お手元に配付してあります議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩中に各常任委員会で、議案の審査方よろしくお願いいたします。

〔休憩〕 午前10時18分

〔再開〕 午後4時05分

○南田孝是議長 ただいまの出席議員数は、18人です。

定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議案第1号から議案第4号までを一括して議題といたします。

<委員長報告>

○南田孝是議長 これより各常任委員会における付託議案に対する審査の経過および結果につき各常任委員長の報告を求めます。

酒井義光総務常任委員長。

〔酒井義光総務常任委員長 登壇〕

○酒井義光総務常任委員長 総務常任委員会に付託されました案件について、総務部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第1号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 全部

第2表 地方債補正

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。
以上、総務常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 多賀吉一文教福祉常任委員長。

〔多賀吉一文教福祉常任委員長 登壇〕

○多賀吉一文教福祉常任委員長 文教福祉常任委員会に付託されました案件について、町民福祉部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第1号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第3款 民生費 第2項 児童福祉費

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。
以上、文教福祉常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 角井外喜雄産業建設常任委員長。

〔角井外喜雄産業建設常任委員長 登壇〕

○角井外喜雄産業建設常任委員長 産業建設常任委員会に付託されました案件について、産業建設部長、環境水道部長および関係課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告いたします。

議案第1号 平成24年度津幡町一般会計補正予算（第8号）

第1表 歳入歳出予算補正中

歳出

第6款 農林水産業費 第1項 農業費

第7款 商工費 第2項 交通政策費

第8款 土木費 第2項 道路橋梁費から

第4項 都市計画費まで

以上、一般会計補正予算については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。
次に、議案第2号 平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第3号 平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

次に、議案第4号 請負契約の締結について（町道湖東2号線（湖北大橋）橋梁補修工事）については、全会一致をもって原案を妥当と認め、可といたしました。

以上、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果を本会議に送付するものであります。

報告を終わります。

○南田孝是議長 これをもって委員長報告を終わります。

＜委員長報告に対する質疑＞

- 南田孝是議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。
質疑はありませんか。……ありませんので、質疑を終結いたします。

＜討 論＞

- 南田孝是議長 これより討論に入ります。
討論はありませんか。……ありませんので、討論を終結いたします。

＜採 決＞

- 南田孝是議長 これより議案採決に入ります。
議案第1号を採決いたします。
この採決は、起立によって行います。
委員長の報告は、原案可決とされております。
お諮りいたします。
委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者17人・不起立者0人〕

- 南田孝是議長 起立全員であります。
よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。
次に、議案第2号から議案第4号までを一括して採決いたします。
委員長の報告は、いずれも原案可決とされております。
お諮りいたします。
委員長の報告どおり決することに、ご異議ありませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 南田孝是議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号から議案第4号までは、いずれも原案のとおり可決されました。

＜議会議案上程＞

- 南田孝是議長 日程第4 議会議案第1号および議会議案第2号を一括して議題といたします。
谷口正一議会運営委員長提出の議会議案第1号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例
についておよび議会議案第2号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について、
以上、2件の議会議案について一括して趣旨説明を求めます。
谷口正一議会運営委員長。

〔谷口正一議会運営委員長 登壇〕

- 谷口正一議会運営委員長 私のほうから、議会運営委員会では、委員の皆さんと協議し、2件の議会議案を地方自治法第109条の2第5項および津幡町議会会議規則第14条第3項の規定により、提出させていただくことになりました。

提出者、議会運営委員長 谷口正一が委員会を代表して趣旨説明をさせていただきます。
条文の朗読は省略いたしまして、その要旨を申し上げます。

議会議案第1号 津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

本案は、地方自治法の一部改正により、法で規定されていた委員会の委員の選任方法、在任期間等が条例に委任されたため、これらについて新たに規定するほか、通年議会の実施に伴い、関係する規定を改正するとともに、議長が委員の辞任の許可をすることができるよう改正するものでございます。

次に、議会議案第2号 津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について。

本案は、地方自治法の一部改正により、本会議で公聴会を開き、参考人を招致できるよう関係規定を追加するほか、地方自治法を適用する条項を改正するとともに、採決の際、議長が特別の事情があると認める者については、起立にかわり挙手による採決ができる規定を追加するものでございます。

以上、提案理由の説明を終わります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

＜質疑・討論の省略＞

○南田孝是議長 お諮りいたします。

議会議案第1号および議会議案第2号につきましては、質疑および討論を省略して、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号および議会議案第2号は、質疑および討論を省略して、直ちに採決することに決定いたしました。

＜採 決＞

○南田孝是議長 これより議案採決に入ります。

議会議案第1号および議会議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

いずれも原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○南田孝是議長 異議なしと認めます。

よって、議会議案第1号および議会議案第2号は、いずれも原案のとおり可決されました。

＜閉議・散会＞

○南田孝是議長 以上をもって、本2月会議に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

よって、平成25年津幡町議会2月会議を散会いたします。

午後4時18分

地方自治法第123条第2項の規定により、これに署名する。

議会議長 南田 孝是

署名議員 山崎 太市

署名議員 洲崎 正昭

参 考 資 料

1. 議会議案	1
1. 委員会審査結果表	4

平成 25 年 2 月 19 日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会運営委員長 谷 口 正 一

津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の 2 第 5 項及び津幡町議会会議規則（昭和 62 年津幡町議会規則第 1 号）第 14 条第 3 項の規定により提出する。

津幡町議会委員会条例の一部を改正する条例

津幡町議会委員会条例（昭和 62 年津幡町条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「（（常任委員の任期））」を削り、同項を同条第 7 項とし、同条第 3 項ただし書を削り、同項を同条第 6 項とし、同条第 2 項を同条第 5 項とし、同条第 1 項ただし書を削り、同項を同条第 4 項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

議員は、少なくとも一の常任委員となるものとする。

2 常任委員及び議会運営委員は、議会において選任する。

3 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第 8 条第 1 項中「、委員長」を「、それぞれ委員長」に改める。

第 12 条の見出し中「、議会運営委員及び特別委員」を「及び委員」に改め、同条第 2 項中「議会運営委員及び特別委員」を「委員」に、「、議会」を「、議長」に改め、同項ただし書を削る。

第 14 条中「（（委員長及び委員の除斥））」を削る。

第 26 条の 2 第 3 項中「第 24 条（（公述人の発言））、第 25 条（（委員と公述人の質疑））及び第 26 条（（代理人又は文書による意見の陳述））」を「前 3 条」に改める。

附 則

この条例は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

改正理由 地方自治法の一部改正により、法で規定されていた委員会の委員の選任方法、在任期間等が条例に委任されたため、これらについて新たに規定するほか、通年議会の実施に伴い、関係する規定を改正するとともに、議長が委員の辞任の許可をすることができるよう改正するもの。

平成25年2月19日

津幡町議会議長 南 田 孝 是 様

提出者 津幡町議会運営委員長 谷 口 正 一

津幡町議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の2第5項及び津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出する。

津幡町議会会議規則の一部を改正する規則

津幡町議会会議規則（昭和62年津幡町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

「第14章 会議録（第117条—第120条） 目次中 第15章 議員の派遣（第121条） 第16章 補則（第122条） 条—第122条） 条） 条—第127条）に改める。 128条） 」	「第14章 公聴会（第117 第15章 参考人（第123 を 第16章 会議録（第124 第17章 議員の派遣（第 第18章 補則（第129条） 」
--	---

第73条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改める。

第81条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条第1項中「起立させ、起立者の多少」を「起立（議長が特別の事情があると認める者にあつては、挙手）させ、その多少」に改め、同条第2項中「起立者」を「起立者等」に改める。

第16章中第122条を第129条とし、同章を第18章とする。

第15章中第121条を第128条とし、同章を第17章とする。

第14章中第120条を第127条とし、第117条から第119条までを7条ずつ繰り下げ、同章を第16章とする。

第13章の次に次の2章を加える。

第14章 公聴会

（公聴会開催の手続）

第117条 議会が、法第115条の2第1項の規定により、会議において、公聴会を開こうとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 議長は、前項の議会の議決があつたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第118条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第119条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長は、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第120条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第121条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第122条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。
ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

第15章 参考人

(参考人)

第123条 議会が、法第115条の2第2項の規定により、会議において、参考人の出席を求めようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、第120条（（公述人の発言））、第121条（（議員と公述人の質疑））及び第122条（（代理人又は文書による意見の陳述））の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

改正理由 地方自治法の一部改正により、本会議で公聴会を開き、参考人を招致できるよう関係規定を追加するほか、地方自治法を適用する条項を改正するとともに、採決の際、議長が特別の事情があると認める者については、起立にかわり挙手による採決ができる規定を追加するもの。

平成25年津幡町議会 2 月会議
常任委員会議案審査結果表
総務常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 1 号	平成24年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 入 全 部 第 2 表 地方債補正	原案可決

平成25年津幡町議会 2 月会議
常任委員会議案審査結果表
文教福祉常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 1 号	平成24年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 3 款 民生費 第 2 項 児童福祉費	原案可決

平成25年津幡町議会 2 月会議
常任委員会議案審査結果表
産業建設常任委員会

議案番号	件 名	議決の結果
議案第 1 号	平成24年度津幡町一般会計補正予算（第 8 号） 第 1 表 歳入歳出予算補正中 歳 出 第 6 款 農林水産業費 第 1 項 農業費 第 7 款 商工費 第 2 項 交通政策費 第 8 款 土木費 第 2 項 道路橋梁費 第 3 項 河川費 第 4 項 都市計画費	原案可決
議案第 2 号	平成24年度津幡町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃
議案第 3 号	平成24年度津幡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃
議案第 4 号	請負契約の締結について（町道湖東 2 号線（湖北大橋）橋梁補修工事）	〃